

下図の太枠□は必要最低限の記入項目です。それ以外の項目□は該当者のみわかる範囲で記入してください。


- ①基礎控除申告書欄は勤務先の給料以外の収入がない場合は記入する必要はありません。
- ②配偶者控除等申告書欄は独身の方や配偶者の給料収入が201万6千円以上、もしくは配偶者の年金の収入見込みが243万円以上である場合には記入する必要はありません。
- ③所得金額調整申告書欄は給与収入が850万円以下の場合には記入する必要はありません。

※一部の記述で国税庁の記載方法と異なる部分があります(イワタックス・ルールです)

配偶者の給料収入の見込み額を記入してください(無収入ならゼロを)  
配偶者のその他の収入所得の種類と見込み額を記入してください(無収入ならゼロを)

勤務先以外の給料・その他の収入・所得の種類と見込み額を記入してください

令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書

所轄税務署長	給与の支払者の名称(氏名)	(フリガナ) あなたの氏名	記載のしかたはこちら 
税務署長	給与の支払者の法人番号	あなたの住所又は居所	
	給与の支払者の所在地(住所)	あなたの住所又は居所	

～記載に当たってのご注意～

- ◎「基礎控除申告書」と「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」については、次の場合に応じて記載してください。
  - あなたの本年中の合計所得金額の見積額が1,805万円以下で、かつ、配偶者の本年中の合計所得金額の見積額が133万円以下である場合は、「基礎控除申告書」、「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」の順に記載してください。
  - 上記1以外である場合は、「基礎控除申告書」のみ記載してください(「配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」を記載する必要はありません)。
- ◎「所得金額調整控除申告書」については、年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合に記載してください。なお、あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下である場合又は「所得金額調整控除申告書」の「要件」欄の各項目のいずれにも該当しない場合には、所得金額調整控除の適用を受けることはできません。

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円 (裏面「4(1)」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円 (裏面「4(2)」を参照)
あなたの本年中の合計所得金額の見積額		円 ((1)と(2)の合計額)

○ 控除額の計算

<input type="checkbox"/> 900万円以下 (A)	48万円	控除対象 <b>基礎控除の額</b> 円 <input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/> 900万円超 950万円以下 (B)	48万円	
<input type="checkbox"/> 950万円超 1,000万円以下 (C)	32万円	
<input type="checkbox"/> 1,000万円超 1,805万円以下 (D)	16万円	

※「区分Ⅰ」、「基礎控除の額」及び「本人定額減税対象」欄は上記の「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 (同一生計配偶者に係る申告) ◆

○ 配偶者の本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	円	円 (裏面「4(1)」を参照)
(2) 給与所得以外の所得の合計額	円	円 (裏面「4(2)」を参照)
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額		円 ((1)と(2)の合計額)

○ 控除額の計算

区分Ⅰ		区分Ⅱ										配偶者控除の額						
区	分	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額」(1)と(2)の合計額) (※印の金額)										円	円		
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円

判定: 48万円以下かつ年齢70歳以上(昭30.1.1以前生) (1) 配偶者控除対象  
 48万円以下かつ年齢70歳未満 (2) 配偶者特別控除対象  
 48万円超95万円以下 (3) 配偶者特別控除対象  
 95万円超133万円以下 (4) 配偶者特別控除対象

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」及び「配偶者定額減税対象」欄は上記「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。  
 ※(A)～(D)であり、かつ、①～④である場合はチェック(非居住者は除く)

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆ あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合、記載する必要はありません。

年末調整において所得金額調整控除の適用を受けようとする場合は、「要件」欄の該当する項目にチェックを付け、その項目に応じて「★扶養親族等」欄及び「★特別障害者」欄にその該当者について記載してください(該当者が複数人いる場合は、いずれか1名を記載することで差し支えありません)。  
 なお、「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。

○ 年末調整における所得金額調整控除の額については給与の支払者が計算しますので、この申告書に所得金額調整控除の額を記載する欄はありません。

要件	あなた自身が特別障害者 (右の★欄のみを記載)	★扶養親族等 (フリガナ) 同一生計配偶者又は扶養親族の氏名	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者に該当する事実 (裏面「3-2(4)」を参照)
	<input type="checkbox"/>				<input type="checkbox"/>
	<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者 <sup>(注)</sup> が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)				
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が特別障害者 (右の★欄及び★欄を記載)				
	<input type="checkbox"/> 扶養親族が年齢23歳未満(平14.1.2以後生) (右の★欄のみを記載)				

(注)「同一生計配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払を受ける人)及び白色事業専従者を除きます。で、本年中の合計所得金額の見積額が48万円以下(給与所得だけの場合は、給与の収入金額が103万円以下)の人をいいます。

本人の給料収入が850万円以上の方で、特別障害者に該当する場合又は23歳未満の扶養親族、特別障害者である配偶者・扶養親族を有する場合は必ず記入してください